

入善駅周辺地区バリアフリー基本構想策定業務委託

設計書

入善町キラキラ商工観光課

939-0693 富山県下新川郡入善町入膳423

TEL (0765) 72-3802

FAX (0765) 74-0067

			課長	係長	設計	精算
令和7年度	NO.	月 日 着手			月 日 完了	
設計用紙					入善町	
設計概要						
1 業務名 入善駅周辺地区バリアフリー基本構想策定業務委託				3 業務概要 ・ 入善駅周辺地区バリアフリー基本構想の作成		
2 業務実施範囲 入善町 入膳地内						
委託料 ¥ 但し、入善駅周辺地区バリアフリー基本構想策定業務の委託料として						
内 訳 I 業務原価 1.0 式						
II 一般管理費等 1.0 式						
計						
消費税相当額 10%						
合計						

業務委託費内訳書

費目	種別	数量	単位	単価(円)	金額(円)	摘要
I 業務原価(1+2)						
1.直接原価	直接人件費					
	現況等の整理	1.0	式			
	住民意向等の把握	1.0	式			
	重点整備地区等の設定	1.0	式			
	まち歩き点検の実施	1.0	式			
	基本方針(案)の設定	1.0	式			
	実現方策の検討	1.0	式			
	パブリックコメントの実施支援	1.0	式			
	基本構想案の作成	1.0	式			
	協議会運営支援	1.0	式			
	打合せ協議	1.0	式			
2.間接原価	その他原価	1.0	式			
II 一般管理費等		1.0	式			
業務価格(I + II)						
消費税相当額		1.0	式			
合計						

明 細 表

第 1 号 現況等の整理

1式当り

[illegible]

明 細 表

第2号 住民意向等の把握

1式当り

[illegible]

明 細 表

第3号 重点整備地区等の設定(重点整備地区、生活関連施設、生活関連経路の設定)

1式当り

[illegible]

明 細 表

第4号 まち歩き点検の実施(1回実施、半日程度)

1式当り

[illegible]

明細表

第5号 基本方針(案)の設定

1式当り

[illegible]

明 細 表

第6号 実現方策の検討

1式当り

[illegible]

明 細 表

第7号 パブリックコメントの実施支援

1式当り

[illegible]

明 細 表

第 8 号 基本構想案の作成

1式当り

[illegible]

明 細 表

第9号 協議会運営支援(協議資料作成、協議会出席、議事録作成)

1式当り

[illegible]

明 細 表

第 10 号 打合せ協議(3回)

1式当り

[illegible]

入善駅周辺地区バリアフリー基本構想策定業務委託 仕様書

(業務の名称)

第1条 本業務は「入善駅周辺地区バリアフリー基本構想策定業務委託」とする。

(業務の目的)

第2条 入善町では、平成 29 年に入善町立地適正化計画を策定し、特に中心市街地において「歩いて暮らせるコンパクトなまちづくり」を推進することを掲げている。また、入善駅周辺地区を含む入善市街地地区においては、令和元年度に都市再生整備計画を策定し、「次代に繋げる持続可能な定住都市」を大目標に掲げ、交通結節機能の強化や駅利用者の利便性向上並びに交流・賑わい空間を創出に向け、駅前広場や駅周辺整備等を進めてきたところである。

本業務では、入善駅周辺地区における「歩いて暮らせるコンパクトなまちづくり」をさらに推進し、高齢者や障がい者などを含む町民等の意見を踏まえたバリアフリー化対策をより具体的かつ重点的に推進するため、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づく基本構想（以下「バリアフリー基本構想」という。）を策定することを目的とする。

(業務期間)

第3条 契約締結日の翌日から令和 8 年 3 月 19 日までとする。

(業務計画)

第4条 受注者（以下「乙」という。）は、契約締結後速やかに、次の各号に掲げる事項を明らかにした業務計画書を発注者（以下「甲」という。）に提出しなければならない。

- (1) 業務着手届
- (2) 業務計画書
- (3) 業務工程表
- (4) 主任技術者届（経歴書も併せて提出すること）
- (5) その他必要な書類

(業務内容)

第5条 本業務は、次の各号に示す内容とする。

(1) 現況等の整理

既存資料を基に、バリアフリー基本構想の概要及び定めるべき事項、入善駅周辺地区における基本構想策定の目的を整理する。また、統計資料や既存資料を基に、町及び地区の概況（位置・地勢、人口、交通等）とともに、地

区周辺（入善駅から半径概ね2km程度）に立地する施設の状況（立地状況、バリアフリー化状況等）を整理する。併せて、上位・関連計画における移動等円滑化に関する施策を整理する。

(2) 住民意向等の把握

関係団体に対するアンケート調査（3団体を想定）を実施し、あわせて甲が提供する資料を基に、近年のバリアフリー化に関する住民の要望を整理し、住民や施設利用者の意見を把握する。なお、アンケートは100部程度とし、乙がアンケートの内容作成、集計、分析を行い、甲がアンケートの配布、回収を行うものとする。

(3) 重点整備地区等の設定

上位計画における地区の位置づけや公共交通の利用・分布状況、施設立地状況等を踏まえ、重点整備地区（案）、生活関連施設（案）及び生活関連経路（案）を設定する。

(4) まち歩き点検の実施

重点整備地区（案）を対象として、町民参加のもとにまち歩き点検を実施し、問題箇所の抽出を行う。実施にあたり必要となる企画、運営補助、記録、とりまとめの対応をすること。開催回数は1回程度とする。

(5) 基本方針（案）の設定

現況整理や住民意向、まち歩き点検の結果を踏まえ、重点整備地区（案）における問題点及び課題を整理する。重点整備地区（案）における課題や上位・関連計画における移動等円滑化に関する施策等を踏まえ、移動等円滑化の基本目標及び基本方針を設定する。

(6) 実現方策の検討

基本方針を踏まえ、実施すべきハード整備事業及びソフト施策、スケジュール等を検討する。

(7) パブリックコメントの実施支援

入善駅周辺地区バリアフリー基本構想（案）に対する町民意見聴取を目的に実施するパブリックコメントの資料（案）の作成と提出された意見に対する町の考え方（案）を整理する。

(8) 基本構想案の作成

(1)から(7)を踏まえ、入善駅周辺地区バリアフリー基本構想（素案）を作成する。また、入善町バリアフリー推進協議会（仮称）での議論を踏まえ、入善駅周辺地区バリアフリー基本構想（案）のとりまとめを行う。

(9) 協議会運営支援

入善町バリアフリー推進協議会（仮称）の資料作成、会議への出席、議事録作成等の運営を支援する。開催回数は3回程度とする。

(打合せ)

第6条 業務を適正かつ円滑に実施するために、甲と乙は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容については、その都度乙が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。甲および関係機関との協議は、業務の進捗に支障をきたさないよう、必要に応じて実施するものとする。

(資料の貸与)

第7条 本業務を実施するのに必要な資料は貸与するものとする。

(成果品の帰属)

第8条 成果品はすべて甲の所有とし、甲の承諾を受けないで他に公表、貸与、使用してはならない。

(成果品の提出)

第9条 本業務の成果品として、以下のものを提出する。なお、電子データは、原則としてMicrosoft Office（Word、Excel またはPowerPoint）により編集可能な形式およびPDF形式の両方で提出すること。

- ・業務報告書 2部
- ・入善駅周辺地区バリアフリー基本構想 20部
- ・その他、成果に係る資料 1式
- ・上記の電子データ（CD-R等） 2部

(疑義)

第10条 この仕様書に定めのない事項及び不明確な点がある場合には、甲乙協議して定めるものとする。

(業務の瑕疵)

第11条 乙は業務委託が完了し成果品引渡し後といえども、成果品に誤り等が認められた場合には、乙の責任において速やかに修正しなければならない。

(その他)

第12条 本業務に関する事項については機密を厳守し、無断で第三者に漏らしたりしてはならない。また、本業務において取り扱う個人情報については、「入善町個人情報の保護に関する法律施行条例」に基づき、適正な情報管理を行うとともに、本業務以外の目的のために利用してはならない。